

(様式2)

地方自治法（昭和22年4月17日法律第67号）第234条第2項、地方自治法施行令（昭和22年5月3日政令第16号）第167条の2第1項第5号及び横浜市契約事務委任規則第4条第4項第2号により次のとおり随意契約を締結したので、その概要を公表します。

令和6年6月5日

横浜市契約事務受任者  
横浜市教育次長 石川 隆一

1 契約の概要

職員玄関扉の修理

2 履行（納品）場所

横浜市南区平楽1番地

横浜市立平楽中学校

3 契約日

令和6年4月9日

4 履行日又は履行期間

令和6年4月9日

5 契約金額

176,000円

6 契約の相手方（名称及び所在）

横浜市金沢区福浦2-6-8

不二物産株式会社

7 当該随意契約を行わざるを得なかった理由

平楽中学校において、職員玄関扉が強風により外れ職員玄関側に倒れた。ガラス破損及び電気錠配線の断線が発生し、このままでは施錠できず学校運営に支障をきたすため、緊急対応を行った。

8 契約の相手方の選定理由

横浜市一般競争入札有資格者名簿から、速やかに対応が可能である業者を選定した。

9 所管

横浜市立平楽中学校